

# 福島復興再生特別措置法に基づく 特例措置

令和4年3月

新生ふくしま復興推進本部

 福島県





# 目次

- 国による基盤整備工事等の特例施行 . . . . . 3
- 農用地利用集積等促進計画に基づく措置 . . . . . 4
- 公営住宅法の特例等 . . . . . 5
- 帰還・移住等環境整備推進法人 . . . . . 6
- 情報通信機器の活用等による必要な医療の確保に対する援助 . . . . . 7
- 商標法の特例（商品等需要開拓事業） . . . . . 8
- 種苗法の特例（新品種育成事業） . . . . . 9
- 地熱資源開発事業に係る許認可の特例 . . . . . 10
- 流通機能向上事業に係る許認可の特例 . . . . . 11
- 政令等で規定された規制の特例措置
  - 地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置 . . . . . 12
- 国有の試験研究施設の使用の特例措置 . . . . . 14
- 自動車の自動運転等の有効性の実証を行う事業に対する援助 . . . . . 15
- 特許料等及び国際出願に係る手数料等の特例措置 . . . . . 16
- 課税の特例（企業立地促進税制、イノベ税制、風評税制） . . . . . 17

# 福島復興再生特別措置法における国による基盤整備工事等の特例施行について（法第8～16条）

目的

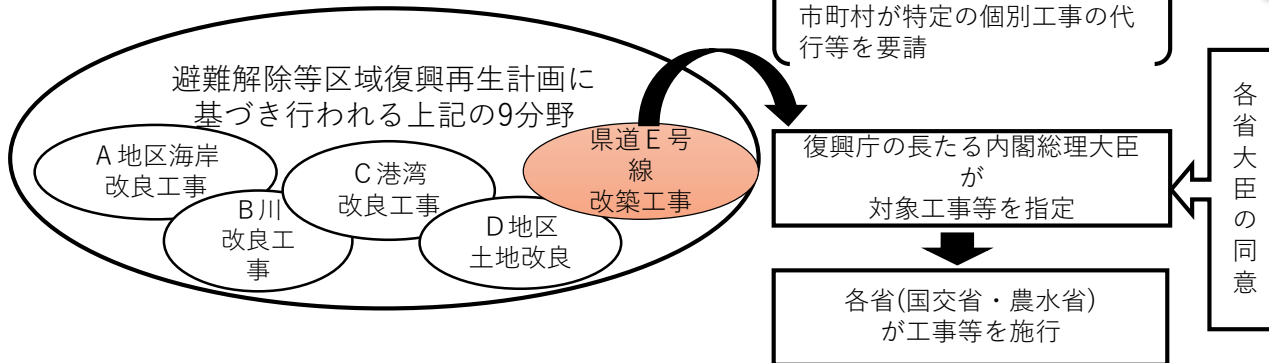
- ① 国の避難指示等からの住民の帰還と地域の復興・再生に必要な一定の基盤整備は、国の責任で行うことが基本
- ② 行政機能が低下している避難解除等区域の市町村に対しては、迅速な復興再生を進める上では、国の財政支援のみでは十分とは言えない状況

国による工事等施行の特例措置により、福島の避難区域の解除等に伴い、住民の速やかな帰還を実現するため、地域の基盤整備等を進める。

効率的かつ効果的に復興及び再生のための事業を執行するため、国において、現に、当該施設等を整備するノウハウや組織を有する以下のものを対象

土地改良事業 (区画整理、施設の新設・改良等(非申請特例等))	漁港工事 海岸工事 (新設・改良)	砂防工事 地すべり防止工事	港湾工事 (建設・改良) 河川工事 (改良工事)	道路工事 (新設・改良) 急傾斜地崩壊対策工事
------------------------------------	-------------------------	------------------	-----------------------------------	-------------------------------

## 【特例施行の実施プロセス】



## 活用事例

位置図



写真



一般県道吉岡田滝根線広瀬工区は、避難指示解除区域等の復興と避難住民の帰還を推進するため、「ふくしま復興再生道路」に位置づけています。全長L=9.2kmのうちL=6.6kmを国代行業業により整備しています。

## お問い合わせ先

福島県 避難地域復興局 避難地域復興課 TEL024-521-8436

# 農用地利用集積等促進計画に基づく措置（法第17条の18～33）

## 1 制度の概要

- 被災12市町村における営農再開について、福島復興再生計画に基づき以下の事業が可能となるよう令和2年6月に福島復興再生特別措置法が改正された。これにより、農地の利用集積を進めるとともに、地元に加え地域外からも担い手を呼び込み、営農再開の加速化を図る。具体的な事業内容は以下のとおり。

## 2 農地利利用集積等促進事業

- 住民の帰還意向が乏しく、農業の再開が困難と認められる地域において、県が**農用地利用集積等促進計画を作成・公告**し、所有者の同意を得た上で、農地バンクを活用して**所有者不明農地も含めて地域において一体的に権利設定できる仕組み**

## 3 6次化施設の整備促進

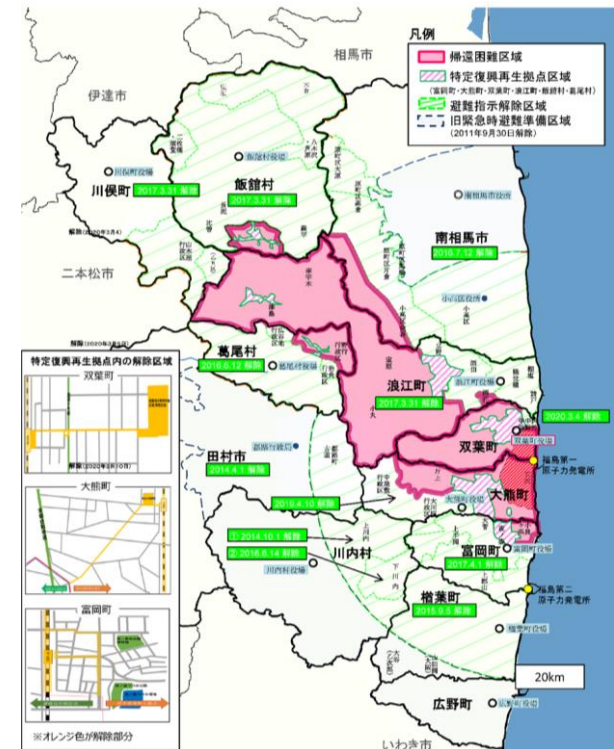
- 農用地利用集積等促進計画に係る農地に6次化施設を整備する場合、
  - ① 許可を受けることなく、第1種農地及び甲種農地の転用を可能とする農地法の特例
  - ② 農用地区域からの除外を可能とする農振法の特例を措置（※地域再生法における地域農林水産業振興施設の整備の場合と同様の措置）

## 4 農用地効率的利用促進事業

- 市町村と農業委員会が合意した上で、農業委員会の事務を市町村に移管できるよう措置

## 5 お問い合わせ先

福島県 農林水産部 農業担い手課 TEL024-521-7381



本措置は避難解除等区域及び特定復興再生拠点区域が対象

# 公営住宅法の特例等（法第27～31条、第39～43条）

## 1 制度の概要

- 帰還する住民に対して、市町村が行う公営住宅の整備や、入居要件の緩和措置、処分の特例に対して、県として必要な支援を行い、安心して暮らすことのできる居住環境の確保を図る。

## 2 特例の内容

- 帰還する住民が公営住宅に入居する場合は当分の間、入居要件のうち、住宅困窮要件を満たせば入居可能となる。住宅困窮要件については通常、住宅を所有している場合は要件を満たさないこととされるが、避難指示を受けた区域に住宅を所有している場合であっても、要件を満たすこととなる。

<公営住宅法による入居要件>

- ・ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。 → 特例により、本要件のみで入居が可能。
- ・ 入居しようとする世帯の所得月額が法令で定める金額以下であること。

- 帰還する住民に賃貸している公営住宅で引き続き管理する必要が無くなったものを譲渡する場合にあっては、譲渡制限期間を耐用年限の1/4から1/6に短縮するとともに、当該譲渡対価の用途を地域住宅計画に基づく事業などの実施に要する経費に充てることが可能となる。
- 独立行政法人都市再生機構は、福島において、福島の地方公共団体からの委託に基づき、既に市街地を形成している区域において、市街地再開発事業、防災街区整備事業、土地区画整理事業、住宅街区整備事業、流通業務団地造成事業（特定帰還者に対する住宅及び宅地の供給に係るものに限る。）を行うことができる。

## 3 お問い合わせ先

福島県 土木部 建築住宅課 TEL024-521-7519



# 帰還・移住等環境整備推進法人（法第17条の4～6、第33条の2～4、第48条の14～18）

## 1 制度の概要

- 避難指示・解除区域市町村の長は、特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は帰還・移住等環境整備の推進を図る活動を行うことを目的とする会社を、「帰還・移住等環境整備推進法人」として指定することができる。
- 「帰還・移住等環境整備推進法人」は以下の業務を行うことができる。

### 法人の業務内容

- 帰還・移住等環境整備に関する事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行う
- 次に掲げる事業を行う又は当該事業に参加
  - イ 避難解除等区域の復興及び再生の基本的方針に関する事項（第七条第三項第一号から第三号）  
産業の復興及び再生に関する事項、道路、港湾、海岸その他の公共施設の整備に関する事項、生活環境の整備に関する事項
  - ロ 特定復興再生拠点区域復興再生計画に掲げる事項（第十七条の二第二項第五号から第七号）  
産業の復興及び再生に関する事項、道路等その他の公共施設の整備に関する事項、生活環境の整備に関する事項
  - ハ 帰還・移住等環境整備事業計画に掲げる事項（第三十三条第二項第二号又は第三号）  
住民の帰還及び移住等の促進を図るための環境を整備する事業
- 避難指示区域から避難している者からの委託に基づき、その者が所有する当該区域内の土地又は建築物等の管理
- 帰還・移住等環境整備の推進に関する調査研究及び普及啓発
- 帰還・移住等環境整備の推進のために必要な業務

- 特定避難指示区域市町村の長に対する特定復興再生拠点区域復興再生計画の作成又は変更の提案
- 避難指示・解除区域市町村の長に対する帰還・移住等環境整備事業計画の作成又は変更の提案

## 2 体制イメージ



## 3 お問い合わせ先

福島県 避難地域復興局 避難地域復興課 Tel024-521-8439

# 情報通信機器の活用等による必要な医療の確保に対する援助



## 制度概要

### 目的

福島復興再生特別措置法第59条の2に基づき、避難指示・解除区域市町村の区域（※1）において、情報通信機器の活用その他の方法により、必要な医療・服薬指導の確保を適切に図る。

※1 避難指示・解除区域市町村の区域

田村市、南相馬市、川俣町、双葉郡8町村、飯舘村：計12市町村の区域

### 対象事業者

病院等の管理者、薬局開設者その他の関係者（診療所開設者）  
（避難指示・解除区域市町村の区域に所在するもの）

### 援助の内容

病院等の管理者、薬局開設者その他の関係者に対し、必要な情報の提供、相談、助言その他の援助を実施。



## 補助制度の御案内

援助対象者のうち、避難地域（※2）に所在する病院及び診療所については、備品購入経費等への補助を通常の国庫補助より有利な条件としています。（福島県医療復興事業補助金）

○ **補助率：4/5以内（令和3年度。通常の国庫補助：1/2以内。）**

（注）遠隔医療・オンライン診療等は、安全面から、国のガイドラインに沿った実施が必要

※2 避難地域 田村市都路地区・南相馬市小高区・川俣町山木屋地区・双葉8町村・飯舘村の区域

## 【避難指示・解除区域市町村12市町村】



## 問い合わせ先

福島県 保健福祉部

・地域医療課

電話：024-521-7915

FAX：024-521-7926

・薬務課

電話：024-521-7232

FAX：024-521-7992

（いずれも郵便番号960-8670

福島市杉妻町2番16号）

## 趣旨・目的

- 福島の豊富な地域資源を活用し、地場産業や観光産業が発展してきたところ、東日本大震災や原子力災害の影響により、甚大な被害を受けた。
- 地域団体商標制度の活用により、本県の地域ブランドの再構築を図り、信用力を維持・向上させることにより、風評の払拭を図る。

## 事業の内容及び実施主体

### <更新登録>

- ①南郷トマト ~会津よつば農業協同組合
- ②土湯温泉 ~土湯温泉旅館事業協同組合
- ③会津みそ ~会津味噌協同組合
- ④大堀相馬焼 ~大堀相馬焼協同組合
- ⑤なみえ焼そば ~浪江町商工会
- ⑥会津田島アスパラ ~会津よつば農業協同組合
- ⑦会津山塩 ~会津山塩企業組合
- ⑧奥会津金山赤カボチャ ~金山町商工会
- ⑨伊達のあんぽ柿 ~ふくしま未来農業協同組合
- ⑩会津本郷焼 ~会津本郷焼事業協同組合



## 特例の内容

### ○登録出願料

3,400円 + 区分数 × 8,600円

→ 1,700円 + 区分数 × 4,300円

### ○登録料(10年分の場合)

更新時: 区分数 × 38,800円

→ 区分数 × 19,400円

設定時: 区分数 × 28,200円

→ 区分数 × 14,100円

※出願手数料、設定登録料、更新登録料について、1/2に相当する額を軽減



## 地域団体商標とは

○**地域団体商標** = 「**地域名 + 商品(サービス)名**」

※法人格を有する事業協同組合等が登録可能

## お問い合わせ先

県庁 観光交流局 県産品振興戦略課

Tel: 024-521-7296

Fax: 024-521-7888



## 趣旨・目的

- これまで、水稲、ソバ、アスパラガス、モモ、リンドウ、なめこなど県内の気候や風土に適した多くのオリジナル品種を開発してきたが、東日本大震災や原子力災害の影響により、本県農林水産業は深刻な問題に直面している。
- 新しいオリジナル品種を開発・育成することにより、福島において生産される農林水産物の新たなブランド構築などを推進し、本県の生産振興と農林業所得の向上を図るとともに、風評を払拭していく。

## 事業の内容及び実施主体

- 県の試験研究機関等においてオリジナル品種を育成  
生産者や消費者等のニーズに対応できる栽培特性、品質、商品性等を有する競争力の高い品種を開発。

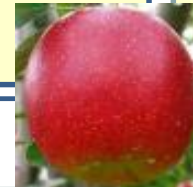
### ○新品種品目

水稲、野菜(イチゴ、アスパラガス)、果樹(モモ、ナシ、リンゴ、ぶどう)、花卉(リンドウ、カラー)、キノコ(ほんしめじ、なめこ)



### ○実施期間

10年間 (終了日から2年以内に品種登録出願)



## 特例の内容

○出願料 14,000円 → 3,500円

### ○年間登録料

1~6年:4,500円/年 → 1,125円

※ 3/4に相当する額を軽減



## 品種登録制度とは

- 植物の新品種を育成した者に、一定の期間その新品種を独占的に利用できる権利(育成者権)を与える制度。
- 権利を得るには、品種登録出願をし、審査を経て登録の要件を満たすと判断され、品種登録を受けることが必要。

## お問い合わせ先

県庁 農林水産部 農林企画課

Tel: 024-521-8027

Fax: 024-521-7944

## 趣旨・目的

- 地熱エネルギーの利用にあたっては、保安林の指定解除、国立公園の特別地域における土石の採取等の許可など個別法の手続きを行う必要があります。
- 地元自治体、関係者等の理解を得られている地熱資源開発事業に対して、県が地熱資源開発計画を作成・公表し手続きのワンストップ化をすることにより、地域の円滑かつ迅速な復興を推進します。

## 事業の内容(ワンストップ化適用)

法律名	内容
森林法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域森林計画区域の変更</li> <li>・保安林の指定又は解除</li> <li>・地域森林計画対象民有林における開発行為の許可</li> <li>・保安林における立木の伐採等の許可</li> </ul>
温泉法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温泉掘削の許可又は温泉湧出路増掘の許可</li> </ul>
自然公園法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園の特別地域における工作物の新築等及び土石の採取等の許可</li> <li>・国立公園事業の内容の変更等の許可等又は普通地域における工作物の新築等の届出</li> </ul>
電気事業法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気工作物の変更の届出、事業用電気工作物の工事計画の届出</li> </ul>
新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新エネルギー利用等に関する計画の認定</li> </ul>

## 特例の内容

地熱開発事業者は地元の理解を得た上で、県に相談

### 県による地熱資源開発計画の作成

内容	実施区域、目標、実施主体、特例措置等
手続き	実施主体の同意、関係市町村・住民からの意見聴取、関係審議会からの意見聴取、内閣総理大臣を経由し関係行政機関の長の同意等

地熱資源開発計画の公表  
(個別法の手続きがされたものとみなす。)

## 地熱発電とは

- 地熱発電は自然状態で地球内部から放出されている熱を利用するものであり、地球にやさしい電源です。



## お問い合わせ先

県庁 企画調整部 エネルギー課  
Tel: 024-521-8417  
Fax: 024-521-7912

# 福島復興再生計画 第5章 3(4) 流通機能向上事業 (法第71条)

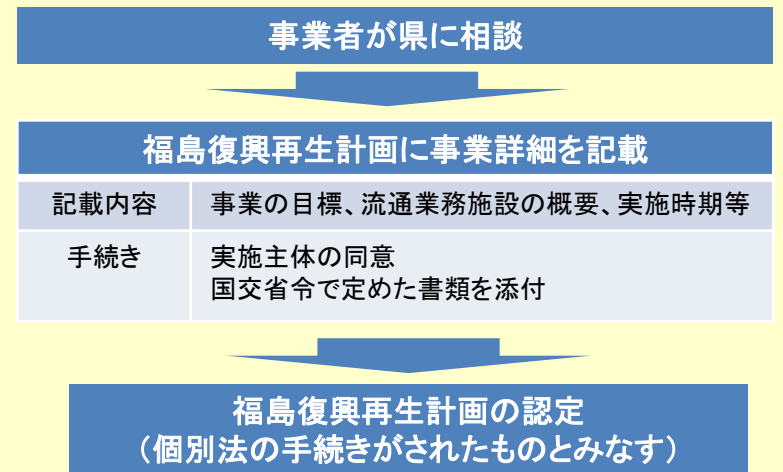
## 趣旨・目的

- 原子力災害による避難指示区域の設定等により、物流網が分断されるなどの影響がある。
- 本県における流通機能向上のため、流通業務の効率化等を図る「流通機能向上事業」に必要な倉庫業法、貨物利用運送事業法、貨物自動車運送事業法による登録、変更登録、許認可、届出について、福島県知事が福島復興再生計画の認定を受けたときは個別法の手続きがなされたとみなされる。(復興事業の迅速化を後押し。)

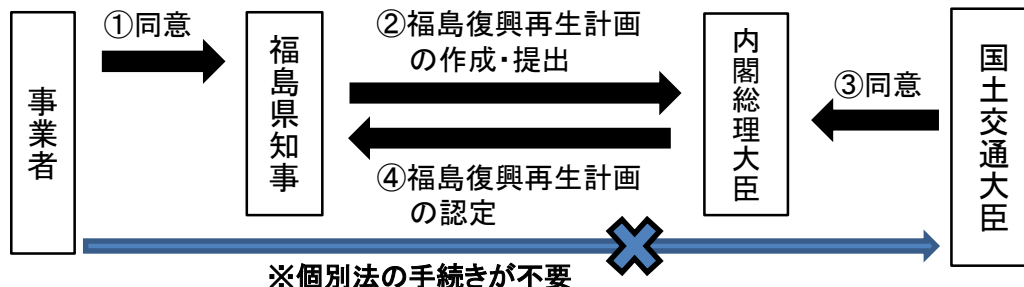
## 事業の内容(許認可等)

法律名	内容
倉庫業法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倉庫業の登録又は変更登録</li> <li>・登録事項の軽微な変更届出</li> </ul>
貨物利用運送事業法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種貨物利用運送事業の登録又は変更登録</li> <li>・登録事項の軽微な変更の届出 等</li> </ul>
貨物利用運送事業法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2種貨物利用運送事業の許可</li> <li>・事業計画変更の認可</li> <li>・軽微な変更の届出 等</li> </ul>
貨物自動車運送事業法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般貨物自動車運送事業の許可</li> <li>・事業計画変更の許可</li> <li>・軽微な変更の届出 等</li> </ul>

## 特例の内容



## 福島復興再生特別措置法による手続き



## お問い合わせ先

福島県企画調整部地域政策課  
 Tel: 024-521-7102  
 Fax: 024-521-7912

# 政令等で規定された規制の特例措置・ 地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置



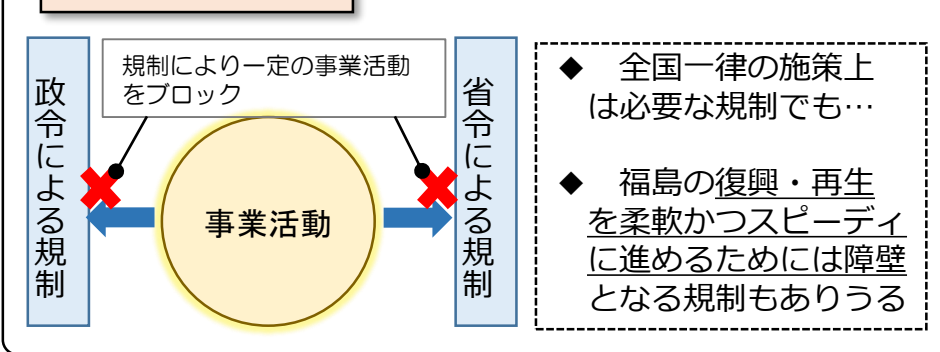
## 特例措置

- ◆ 政令や省令で定められた規制について、特例的な扱いを受けられるもの（福島特措法第72、73、82、83条）

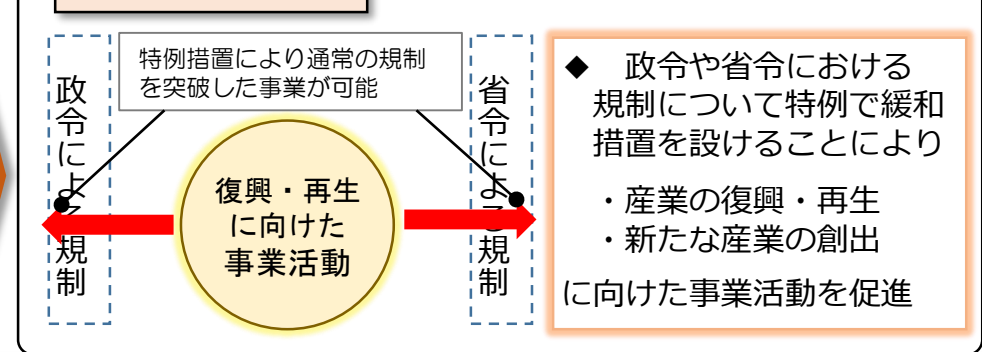
【条文適用イメージ】

	産業の復興・再生分野	新たな産業の創出分野
政令・省令による規制	72条	82条
(うち、地方公共団体の事務に関する規制)	73条	83条

### 通常の枠組み



### 特例措置後



## 手続き

- ◆ 産業の復興・再生や新産業の創出に資する事業で、政令・省令に規定された規制に係るものについて、県が「福島復興再生計画」に記載し、総理大臣認定
- ◆ 併せて、  
72条・82条関係については政令・省令において  
73条・83条関係については条例において  
個別に特例措置の内容を規定

## 実例～小名浜港におけるバルク貨物取扱係留施設～

- 通常の規定（港湾法施行規則第17条の3）  
水深14m以上のものに限る
- 福島復興再生計画に特例の内容を記載
- 復興庁令・国土交通省令において特例措置を規定
- 特例措置  
水深12m以上でも可（近接する係留施設に限る）

## お問い合わせ先

- ◆ 産業の復興・再生分野：福島県商工労働部商工総務課 Tel024-521-7270
- ◆ 新たな産業の創出分野：福島県企画調整部イノベーション・コースト構想推進課 Tel024-521-7853

## 趣旨・目的

- 小名浜港は、平成23年5月に国際バルク戦略港湾に選定されている。
- 小名浜港5・6号ふ頭、7号ふ頭等を一体的に貸し付けることにより、小名浜港のバルク貨物取扱機能の更なる強化と埠頭運営の更なる効率化を図り、小名浜港の国際競争力を強化する。

## 事業の内容及び実施主体

- 福島特定埠頭として一体的貸し付け
  - ・小名浜港のバルク貨物輸送に利用されている5・6号ふ頭、7号ふ頭及び現在整備中の東港地区も含めた行政財産(岸壁、ふ頭用地)について、民間埠頭運営会社に対し、一体的に貸し付ける。
- 「民」の視点での効率的な運営体制確立
  - ・民間の視点で運営を行うことで、埠頭の一体的な利用が可能となり、埠頭内での横持ち作業の解消など、効率的な運営を促進する。

## バルク貨物とは

- 石炭、穀物、塩、鉱石などのように、包装せずに積み込まれる貨物。ばら積み貨物。

## 特例の内容

- 岸壁その他の係留施設及びこれらに附帯する荷さばき地又は野積場について、特定埠頭として一体的に貸し付けるための要件。
  - ・岸壁の水深が14メートル以上必要  
→12メートル以上に緩和





## 制度概要

福島復興再生特別措置法に基づき、認定福島復興再生計画で定める福島国際研究産業都市区域<sup>※</sup>内の福島ロボットテストフィールドや福島浜通りロボット実証区域の活用、県内企業等との連携により、ロボットの新技术に関する研究開発を行う事業における国有の試験研究施設の使用において、使用料を減額するもの。

※ 浜通り地域等の15市町村（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）の区域

### 国土交通省技術政策総合研究所

#### 〈施設の概要と特徴〉

道路トンネルの換気・照明・防災等の設備の設計及び運用の基準等の検討に関する実験を行うための実大規模（2車線）のトンネルを再現した実験施設。

延長は、700m、総幅員9.8m、内空断面57m<sup>2</sup>を有する。

#### 〈施設の所在地〉

茨城県つくば市旭1



### 防衛装備庁航空装備研究所

#### 〈施設の概要と特徴〉

一般的な水平に風を流すことに加え、垂直上向に風を流すこともできる日本でも特殊な風洞。

試験装置は、ロータ風洞試験等に対応するストラット式天秤や、きりもみ風洞試験に対応する回転式荷重測定装置等を有する。

#### 〈施設の所在地〉

東京都立川市栄町1-2-10



## 対象事業者

以下のいずれかに該当する企業等のうち、国有施設の使用の特例の適用を受ける事業を実施する企業等

- ◆ 福島国際研究産業都市区域内に本社、試験・評価センター、研究開発拠点、生産拠点等が所在する企業等
- ◆ 福島国際研究産業都市区域内の企業等と連携又は福島ロボットテストフィールドや福島浜通りロボット実証区域を活用する日本国内の企業等

## お申し込み・お問い合わせ先

(公財) 福島イノベーション・コースト構想推進機構  
福島ロボットテストフィールド 事業部連携課

〒960-8043

南相馬市原町区萱浜字新赤沼83番地 南相馬市復興工業団地地内

Tel : 0244-25-2473

# 自動車の自動運転・無人航空機の自動操縦等の有効性の実証を行う事業に対する援助



## 制度概要

### 目的

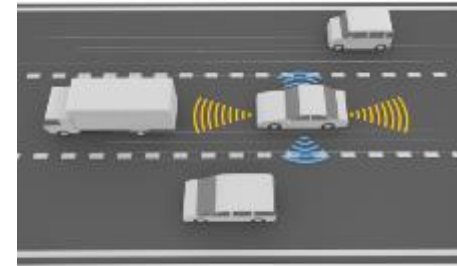
福島復興再生特別措置法に基づき、自動車の自動運転、無人航空機の遠隔操作又は自動操縦等の有効性の実証を行う事業活動を集中的に推進。

### 対象事業者

福島国際研究産業都市区域<sup>※</sup>内において、自動車の自動運転、無人航空機の遠隔操作又は自動操縦等の有効性の実証を行う企業や研究機関等。

### 援助内容

国や区域内の市町村と連携し、道路運送車両法、道路交通法、航空法、電波法その他の法令の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を実施。



※ 福島国際研究産業都市区域  
認定福島復興再生計画で定める  
浜通り地域等の15市町村



## お問い合わせ先

福島県商工労働部次世代産業課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 西庁舎12階 Tel: 024-521-8058

(公財) 福島イノベーション・コースト構想推進機構 福島ロボットテストフィールド 技術部技術企画課

〒960-8043 南相馬市原町区萱浜字新赤沼83番地 Tel: 0244-25-2476

# 特許料等及び国際出願に係る手数料等の特例措置



## 制度概要

特許法に基づき、福島イノベーション・コースト構想の重点分野<sup>※1</sup>において、認定福島復興再生計画で定める福島国際研究産業都市区域<sup>※2</sup>の中小企業者等が新技術の開発に関する試験研究等を進める事業について、対象期間内に出願する新たな特許に係る国内特許の特許料等や国際出願に係る手数料等を軽減するもの。

※1 廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙の6分野

※2 浜通り地域等の15市町村（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）の区域

## 支援内容

### 【国内出願】

出願審査請求料、特許料（1～10年）：1/4に軽減

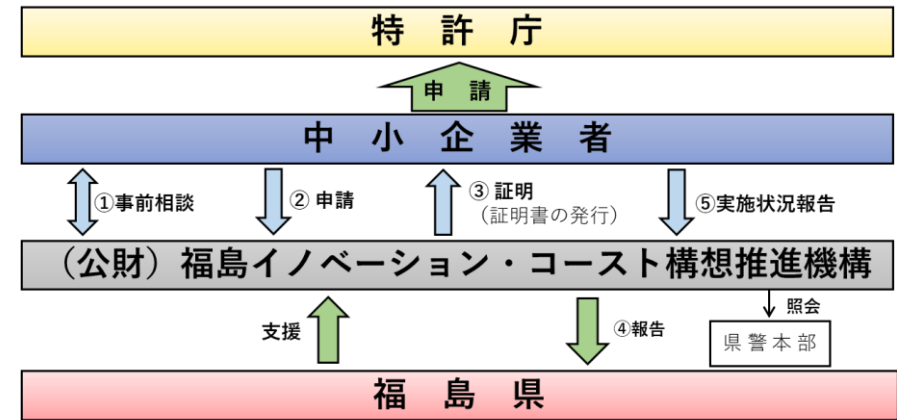
### 【国際出願】

送付手数料・調査手数料、予備審査手数料：1/4に軽減

国際出願手数料、取扱手数料：納付金額の3/4相当額を交付

※ 国際出願の場合、日本の特許庁に日本語で国際出願する時が対象

## 〈事務スキーム〉



## 対象事業者

福島イノベーション・コースト構想の重点分野の各分野に係る事業を実施するとともに、以下のいずれかに該当する中小企業者

- ◆ 福島国際研究産業都市区域内に本社、試験・評価センター、研究開発拠点、生産拠点等が所在する企業
- ◆ 福島国際研究産業都市区域内の企業、国立研究開発法人、公設試験研究機関、高等教育機関と連携する日本国内の企業

## 期間

認定福島復興再生計画の期間の終了の日（2026年3月31日）から起算して2年以内に出願されたものに限る。

## お申し込み・お問い合わせ先


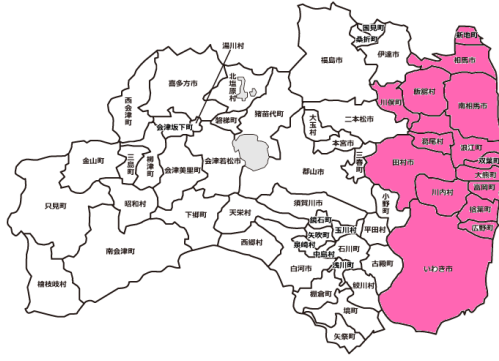




(公財) 福島イノベーション・コースト構想推進機構  
産業集積部 産業連携支援課

〒960-8043 福島市中町1番19号 中町ビル6階

Tel : 024-581-6890 Fax : 024-581-6898

# 福島復興再生特別措置法に基づく課税の特例について



	風評税制【R3新設】 (特定事業活動振興計画)	イノベ税制【R3新設】 (新産業創出等推進事業促進計画)	企業立地促進税制 (企業立地促進計画)
対象地域	県内全域 	浜通り地域等15市町村のうち 新産業創出等推進事業促進区域※ 	避難解除区域 認定特定復興再生拠点区域 
対象業種	農林水産業 観光関連産業	イノベ構想重点6分野の取組に資する製造業等	製造業、建設業、農林水産業、医療・福祉、宿泊業・飲食サービス業、エネルギー関連産業など幅広い業種
主な特例措置の内容・措置率	機械等の特別償却(税額控除) ・機械装置 即時(15%) ・建物等 25%(8%) ・器具備品 即時(15%)	機械等の特別償却(税額控除) ・機械装置 即時(15%) ・建物等 25%(8%) ・器具備品 即時(15%)	機械等の特別償却(税額控除) ・機械装置 即時(15%) ・建物等 25%(8%)
	雇用特例 ・税額控除 10%	雇用特例 ・税額控除 15%	雇用特例 ・税額控除 20%
	—	開発研究用資産に係る特別償却等	—
措置期限	5年間 (～2025年度末)	5年間 (～2025年度末)	避難指示解除後7年間
お問合せ先	福島県 企画調整部 風評・風化戦略室 TEL 024-521-1129 <a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-tokusoho1070.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-tokusoho1070.html</a> 	福島県 企画調整部 福島イノベーション・コースト構想推進課 TEL024-521-7853 <a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015e/innov-zeisei.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015e/innov-zeisei.html</a> 	福島県 企画調整部 企画調整課 TEL 024-521-7129 <a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-tokusoho1065.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-tokusoho1065.html</a> 





## 福島復興再生特別措置法

福島の復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情と原子力政策を推進してきた国の社会的な責任を踏まえ、福島の復興・再生を推進するための地域再生特別法。

## 福島復興再生基本方針 【国が策定（閣議決定）】

原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための政府の基本的な方針

## 福島復興再生計画 【県が作成（内閣総理大臣認定）】

福島復興再生基本方針に即して、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するため福島県が作成する計画

### 特定復興再生拠点復興再生計画

- 住民の帰還を目指す区域として、円滑かつ確実な帰還環境の整備を実現等（市町村が作成、県と協議、国が認定）

### 農用地利用集積等促進計画

- 農地の利用集積の促進等（県が作成、関係者と協議、公示）

### 帰還・移住等環境整備事業計画

- 住民の帰還・移住等の促進等（帰還先市町村等が作成）

### 生活拠点形成事業計画

- 長期避難者の生活拠点の形成等（避難先市町村等が作成）

### 企業立地促進計画

- 避難解除区域等への企業立地の促進等（県が作成、国に提出）

### 新産業創出等推進事業促進計画

- 新産業の創出等（県が作成、国に提出）

### 特定事業活動振興計画

- 特定事業活動の振興等（県が作成、国に提出）

避難指示・解除区域が対象





## 第1部 原子力災害からの福島の復興及び再生

### 第1 原子力災害からの福島の復興及び再生の基本的方針

#### ◆ 目標

- 安全で安心して暮らすことのできる生活環境の実現
- 地域経済の再生
- 地域社会の再生

#### ◆ 計画期間

令和3年度～7年度（5年間）

#### ◆ 復興及び再生に関する基本的な考え方

- ① 県全域と避難指示・解除区域の復興・再生
- ② 原子力災害による被害を受けた本県の事情を踏まえた取組
- ③ 原子力に依存しない社会を目指すとの理念と先導的な取組
- ④ 未来を担う人材の育成
- ⑤ 必要な予算の確保、国と県・市町村等が一体となった取組

## 第2部 避難指示・解除区域の復興及び再生

### 第2 避難解除等区域の復興・再生

- 農林水産業の復興・再生、事業者等の事業再開・継続、観光振興
- 復興のために必要なインフラの整備
- 避難者の生活再建、被災者支援
- 医療・介護・福祉サービスの再構築
- 教育・保育・子育て環境の整備
- 文化・スポーツ振興
- 移住等の促進や交流人口・関係人口の拡大
- 受入自治体への支援
- 事業再開・新規立地を支援する課税の特例 など

### 第3 特定復興再生拠点区域の復興・再生

- 家屋等の解体・除染、インフラ整備
- 買い物、医療・介護等の生活環境整備、鳥獣被害対策の強化
- 国による事業代行等の特例、土壌等の除染等の措置等に関する特例、農用地利用集積等促進計画等に関する特例 など

## 第3部 福島全域の復興及び再生

### 第4 放射線による健康上の不安の解消、安心して暮らすことのできる生活環境の実現

- 放射線に関する理解の増進、県民健康調査の実施
- 医療・福祉サービスの確保 など

### 第5 原子力災害からの産業の復興・再生

- 農林水産業、中小企業等の復興・再生
- 雇用の確保、観光振興、風評払拭等
- 地域ブランド確立等に向けた規制の特例、風評対策に係る課税の特例 など

### 第6 福島イノベーション・コースト構想の推進、新産業の創出

- イノベ構想6分野（廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙）の取組推進
- 国際教育研究拠点の整備、研究開発の推進等
- イノベ構想推進に係る課税の特例 など

### 第7 関連する施策との連携、第8 その他必要な事項

# (参考) 福島復興再生特別措置法の特例措置の一覧



区分	避難解除区域等				県全域				頁
	特例の名称	根拠条文	福島復興再生計画	問い合わせ先	特例の名称	根拠条文	福島復興再生計画	問い合わせ先	
国の直轄 権限代行	土地改良法の特例、漁港漁場整備法の特例、砂防法の特例、港湾法の特例、道路法の特例、海岸法の特例、地すべり等防止法の特例、河川法の特例、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例	第8条～ 第16条	第2部 第2、3	避難地域復興課					3
規制緩和	農用地利用集積等促進計画に基づく特例	第17条	第2部 第2、3	農業担い手課					4
	公営住宅法の特例等	第27条～ 第31条	第2部 第2、3	建築住宅課					5
					商標法の特例	第64条	第3部 第5	県産品振興戦略課	8
					種苗法の特例	第65条	第3部 第5	農林企画課	9
					地熱資源開発事業に係る許認可の特例	第66条～ 第70条	第3部 第5	エネルギー課	10
					流通機能向上事業に係る許認可の特例	第71条	第3部 第5	地域政策課	11
					政令等で規定された規制の特例措置・地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置	第72,73条 第82,83条	第3部 第5	商工総務課 福島イノベーション・コースト 構想推進課	12
		国有の試験研究施設の使用の特例措置	第81条	第3部 第6	福島イノベーション・コースト構想推進課				14
		自動車の自動運転等の有効性の実証を行う事業に対する援助	第88条の2	第3部 第6	次世代産業課、(公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構				15
	特許料等及び国際出願に係る手数料等の特例措置	(特許法)	第3部 第6	(公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構				16	
独自制度	帰還・移住等環境整備推進法人	第48条の 14～18	第2部 第2、3	避難地域復興課				6	
配慮規定	情報通信機器の活用等による必要な医療の確保に対する援助	第59条の2	第3部 第4	地域医療課、薬務課				7	
課税の特例	企業立地促進税制	第18条～ 第26条	第2部 第2、 第3部 第5	企画調整課				17	
	イノベ税制	第84,85条	第3部 第6	福島イノベーション・コースト構想推進課				17	
					風評税制	第75条	第3部 第5	風評・風化戦略室	17